

高齢者施設等管理者 様

大阪府新型コロナウイルス感染症対策本部長
大阪府知事 吉村 洋文
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染まん延期の施設等におけるご対応について（要請）

日頃から府政及び新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
現在、本府では、新型コロナウイルス感染症の大規模な感染が発生・継続しており、陽性率も高水準の中、高齢者施設等でもクラスターが多数発生しているなどの状況から、重症化リスクの高い高齢者等の治療支援の強化に向け、令和 4 年 2 月 14 日に第 68 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を书面開催し、別添資料 1 のとおり取り組むことに決定しましたので、お知らせいたします。

また、高齢者施設等におけるクラスターも多く発生するなどにより入院患者等に占める高齢者の割合が増加し、医療提供体制がひっ迫しています。このため、令和 4 年 1 月 14 日付感企第 4145 号によりワクチン追加接種の速やかな実施や、令和 4 年 2 月 10 日付感企第 4503 号により施設内で陽性者が発生した場合の施設内療養のご対応などについてお願いしているところです。

これまで、貴施設におかれてはワクチン接種への協力をはじめ感染防止対策の推進など、様々ご対応いただいているところですが、このたび、ワクチン追加接種の 2 月末までの完了への協力など、以下の取り組みについて、特段のご協力をいただきますよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 24 条第 9 項に基づき要請いたします。

記

1 高齢者施設等の入所者等への速やかな新型コロナワクチン追加接種への協力について

今後の感染拡大の抑制や高齢者をはじめとする重症化リスクの高い方々を新型コロナから守る観点から、接種をより一層加速するため、令和 4 年 2 月 15 日に大阪府知事より府内市町村長あてに、特措法第 24 条第 9 項に基づき、追加接種を希望する高齢者施設等の入所者等（初回接種より 6 か月を経過する者）に対し、迅速に接種を行い、2 月末までに完了することを要請しました（別添資料 2 参照）。貴施設におかれましては、連携医療機関・往診医療機関等とも連携し、早期接種にご協力をお願いいたします。

2 高齢者施設等における早期の重症化予防治療の実施について（別添資料 3 参照）

令和 4 年 2 月 10 日付感企第 4503 号でお知らせしたとおり、施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、早期に重症化予防治療を行うことが重要であることから、施設におかれましては、配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し、抗体治療や経口薬の投与などの治療の速やかな実施をお願いします。府では、府内医療機関に対し往診依頼があった場合の協力要請を行うとともに、施設への往診可能な医療機関を紹介していますので、往診を希望される場合はお問い合わせください。

3 高齢者施設等における感染対策の徹底について（別添資料 3 参照）

高齢者施設等における感染対策については、これまでオンライン研修会の開催・動画配信、高齢者施設等「スマホ検査センター」の設置、応援職員の派遣や衛生用品等の購入に対する補助を実施してきたところです。なお、地域の中核的な医療機関による感染制御等に対する助言などの支援が可能ですので、必要時にご相談をお願いします。

高齢者や基礎疾患のある方など重症化リスクの高い方に日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関の職員は、感染リスクを減らす行動の徹底をお願いします。また、自らの命と健康を守るため、高齢者や基礎疾患のある方など重症化リスクの高い方は、不要不急の外出自粛など感染予防対策の徹底をお願いします。

また、高齢者施設等における面会等の実施については、令和3年11月24日付け厚生労働省事務連絡に基づきご対応いただいているところですが、現在、大阪府においては上記のとおり感染がまん延し医療提供体制も極めてひっ迫している状況であるため、面会は原則自粛としていただき、面会を行う場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法の検討を改めてお願いします。

4 早期退院患者の受入について

退院基準を満たした患者の貴施設での円滑な受入を行っていただく（陰性確認のための検査は不要）ようお願いします。また、令和4年2月10日付感企第4503号でお知らせしたとおり、コロナ治療を終え症状が安定し、入院での治療が不要となった場合には、療養期間中であっても退院し、診療型宿泊療養施設の活用や高齢者施設等での療養を検討することとしています。早期退院となる場合には、貴施設での受入をお願いします。

5 保健所のファーストタッチ・健康観察の対象者を65歳以上に重点化（別添資料1参照）

貴施設において感染者（陽性者）が発生した場合、これまでどおり保健所に感染者の発生等の連絡をしていただくことに変更はありません。

しかしながら、大規模な感染が発生している状況に鑑み、保健所からのファーストタッチ（※1）・健康観察については、①65歳以上の者②重症化リスク因子（※2）を複数有する65歳未満の者③妊娠している者とししますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

上記①から③の方は引き続き保健所が療養方針を決定いたしますが、重症化リスクのない65歳未満の者は自宅療養（施設内療養）となり、保健所から感染者（陽性者）に対して携帯電話のSMS（ショートメッセージ）で逐次必要な情報が周知されることになります。

（※1）ファーストタッチ：保健所から感染者（陽性者）（または発生届にある連絡先）への療養方針に関する最初の連絡

（※2）重症化リスク因子：ワクチン未接種（ワクチン接種が1回のみの者も含む）、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、慢性腎臓病、悪性腫瘍、肥満（BMI 30以上）、喫煙、固形臓器移植後の免疫不全

【問合せ先】

- ・「高齢者・障がい者施設等におけるクラスターへの対応」に関する事
「患者の入院・療養・退院」に関する事
まずは各管轄保健所にご連絡ください
- ・「ワクチン追加接種」に関する事
ワクチン接種推進課 市町村支援グループ 電話：06-4397-3542（直通）
- ・「高齢者施設等における治療の促進」「感染拡大防止の支援（発生時の専門職による助言等）」「保健所のファーストタッチ・健康観察」に関する事
感染症対策企画課 個別事象対応グループ 電話：06-6944-9157（直通）
（※陽性患者発生時の対応は、各管轄保健所に連絡ください。）
- ・「施設への往診医療機関」「抗体治療医療機関（往診、診療所外来）」に関する事
感染症対策支援課 病院支援第一グループ 電話：06-4397-3243（直通）
- ・「抗体治療医療機関（病院外来）」に関する事
保健医療企画課 計画推進グループ 電話：06-6944-6028（直通）
- ・「高齢者施設等における感染対策」「施設における面会」に関する事
介護事業者課 施設指導グループ 電話：06-6944-7106（直通）
居宅グループ 電話：06-6944-7099（直通）